

議案第 14 号

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例

橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

		改正後		改正前	
(料金)		(料金)		(料金)	
第24条	料金は、毎使用月における使用者の使用水量に応じ、次の区分により定める額とする。	第24条	料金は、毎使用月における使用者の使用水量に応じ、次の区分により定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。	第24条	料金は、毎使用月における使用者の使用水量に応じ、次の区分により定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。
(1) 専用給水装置	第2条に規定する給水区域の料金	(1) 専用給水装置	第2条に規定する給水区域の料金	(1) 専用給水装置	第2条に規定する給水区域の料金
用途	料率	使用水量	料金	用途	料率
【一般用】 基本料金	①月当たりの使用水量が5立 方メートルまでの場合 ②月当たりの使用水量が5立 方メートルを超えた場合	1,813円 1,980円	1,813円 1,980円	一般用	料率
【一般用】 超過料金	月当たりの使用水量が10立方 メートルを超えた場合、超え た使用量1立方メートルにつ き	198円	198円	10立方メートルまで	料金
【一般用】(大口) 基本料金		15,840円	15,840円	一般用(大口)	料率
【一般用】(大口) 超過料金	月当たりの使用水量が80立方 メートルを超えた場合、超え た使用量1立方メートルにつ き	198円	198円	80立方メートルまで	料金

【営業用】 基本料金	15,840円	営業用 80立方メートルまで	15,840円	165円
【営業用】 超過料金	月当たりの使用水量が80立方メートルを超えた場合、超えた使用量1立方メートルにつき		198円	
【浴場営業用】 基本料金			17,486円	98円
【浴場営業用】 超過料金	月当たりの使用水量が200立方メートルを超えた場合、超えた使用量1立方メートルにつき		117円	
【私設消火栓・消防演習用】	1栓1回につき		1,166円	973円
【臨時用】	1立方メートルにつき		233円	195円
備考	1～4 略 5 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。		1～4 略	
(2) 共用給水装置		(2) 共用給水装置		
5立方メートルまで	水量	基本料金(1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)	超過料金(1立方メートルにつき)
備考	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。	料金	料金	料金
		990円	198円	824円50銭
				165円

(手数料)  
第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めめた申込者からは、申込み後に徴収することができます。

- (1)～(3) 略
- (4) 開栓手数料 1件につき 400円
- (5)～(9) 略

(手数料)  
第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めめた申込者からは、申込み後に徴収することができます。

- (1)～(3) 略
- (4) 開栓手数料 1件につき 1,200円
- (5)～(9) 略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条の規定にかかるわらず、この条例の施行の日前における使用期間を含む使用月の料金の額については、なお従前の例による。